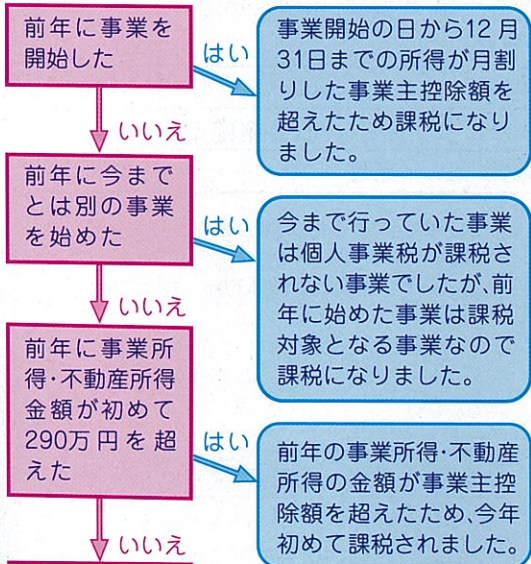


初めて個人事業税が
課税されたのですが…?



埼玉県のマスコット「コバトン」

事業を廃業したのに、個人事業税が
課税されたのですが…?

事業を廃業した場合は、その年の1月1日から廃業の日までの所得に対して、個人事業税が課税されます(個人から法人になった場合も同様です。)

お問い合わせ・御相談は
お気軽に各県税事務所へ

さいたま県税事務所 <small>さいたま市(岩槻区を除く)</small>	048-822-4076
川口県税事務所 <small>川口市・蕨市・戸田市</small>	048-252-3571
上尾県税事務所 <small>上尾市・鴻巣市・桶川市・北本市・伊奈町</small>	048-772-7144
朝霞県税事務所 <small>朝霞市・志木市・新座市・和光市</small>	048-463-1673
川越県税事務所 <small>川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふしみ野市・三芳町</small>	049-242-3458
所沢県税事務所 <small>所沢市・狭山市</small>	04-2995-2136
飯能県税事務所 <small>飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町</small>	042-973-5615
東松山県税事務所 <small>東松山市・川島町・吉見町・鳩山町・嵐山町・小川町・滑川町・ときがわ町</small>	0493-23-8908
秩父県税事務所 <small>秩父市・皆野町・小鹿野町・長瀨町・横瀬町・東秩父村</small>	0494-23-2122
本庄県税事務所 <small>本庄市・上里町・美里町・神川町</small>	0495-22-6101
熊谷県税事務所 <small>熊谷市・深谷市・寄居町</small>	048-523-0475
行田県税事務所 <small>行田市・羽生市・加須市</small>	048-556-5086
春日部県税事務所 <small>さいたま市岩槻区・春日部市・蓮田市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町</small>	048-737-2208
越谷県税事務所 <small>草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町</small>	048-962-2298

納税に便利な口座振替を
ぜひ御利用ください!

個人事業税の御案内

- 個人事業税は、事業を営む個人の方に対して課税する県の税金です。所得税や住民税とは別の税金です。
- 事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を負担していただくものです。
- 所得税の確定申告等の「事業所得」と「不動産所得」に基づき課税するもので、詳しくは以下のとおりです。

1. 納める人

地方税法第72条の2で規定されている事業を行っている方で、県内に事務所、事業所を設けている個人の方が対象になります。所得が一定額(事業主控除額)を超えた年分について課税されます。

(事務所、事業所を設けないで行う事業については、その事業を行う人の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものを事務所又は事業所とみなします。)

2. 納める時期

原則として8月、11月の年2回です。8月に県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます(1万円以下の方は8月に全額。)

これと異なる日に課税される場合は、納税通知書に定める納期によります。

3. 納める額

総収入額から必要経費を差し引いた事業所得から、事業主控除などを差し引いた額に税率を乗じた額を納めていただきます。

【例：税率5%の場合】



※「青色申告特別控除額」は差し引くことができません。

4. 事業主控除

事業主控除額 年290万円

※年の途中で開業や廃業した場合、事業を行った月数で月割りした額が事業主控除額となります。
(例：事業を6か月間だけ行った場合は145万円)

5. 申告

申告期限は3月15日です。

- ※ 所得税の確定申告や住民税の申告をした方は、個人事業税の申告は不要です。
- ※ 確定申告の事業所得と不動産所得に基づき個人事業税が課税されます。
- ※ 個人事業税の税額は、所得税法上の「必要経費(租税公課)」として認められます(納税通知書や領収証書は大切に保管してください)。

6. 課税対象となる事業と税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、※不動産貸付業、飲食店業、代理業、※駐車場業、請負業、製造業、運送業など37業種	5%
第2種事業	畜産業、水産業 薪炭製造業の3業種	4%
第3種事業	医業、弁護士業、理・美容業、コンサルタント業など28業種	5%
	あんま・はり・きゅう等の業、装蹄師業の2業種	3%

地方税法では、「職種」ではなく「課税対象となる事業」を規定しています。

(例：「花屋」という職種は規定されていませんが、「花を仕入れて販売する事業」であるため、「物品販売業」に該当し課税対象となります。)

※ 次の認定基準のいずれかひとつでも該当する場合に、不動産貸付業・駐車場業と認定されます。

■ 不動産貸付業の認定基準

① 建物の貸付の場合

貸付内容		貸付数
住宅	一戸建	10棟以上
	一戸建以外	10室以上
住宅以外	独立家屋	5棟以上
	独立家屋以外	10室以上

建物の貸付総面積が400㎡以上で、かつ貸付収入金額が800万円以上の場合は、貸付数に関係なく不動産貸付業と認定

② 土地の貸付の場合

貸付内容	契約件数など
住宅用	10件以上(1契約で2画地以上の貸付はそれぞれ1件とします) 貸付総面積が2000㎡以上
住宅用以外	10件以上

※上の基準を満たさなくても、次の場合は不動産貸付業と認定されます。

- ・種類の違う貸付の合計が10以上(例：「アパート6室+宅地4件」など)
- ・競技場、遊技場、集会所等を貸し付けている場合

※空室、空き家についても、貸付可能な室数、棟数に含めて認定されます。

※共有の不動産を貸し付けている場合は、持分で按分せず、貸し付け不動産全体の部屋数や面積、駐車可能台数により認定されます。

■ 駐車場業の認定基準

駐車場の種類	駐車可能台数等
建築物以外	10台以上又は駐車場総面積が300㎡以上
建築物	台数に関係なく駐車場業と認定



埼玉県のマスコット
「コバトン」